

議第23号

京都市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

京都市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

京都市印鑑条例の一部を改正する条例

京都市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「第27条第2項において」を「以下」に改め、同項第2号中「地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された」及び「(本市以外の者が設置するものに限る。)」を削る。

第27条第2項中「本市以外の者が設置する端末機に、暗証番号その他必要な事項を入力することによりする方法又は第12条第2項第2号」を「第12条第2項第1号又は第2号」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

本市が設置する端末機により申請された登録証明に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。